

あきた

第 967 号

平成 17 年 12 月 10 日
毎月 10 日 発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市役所
編集兼
発行人 中島 修

印刷人 三戸 俊彦
秋田市旭北錦町 3 番 50 号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市職員給与と条例の一部を改正する条例（第56号）…………… 2
- 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例（第57号）…………… 6
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第58号）…………… 6
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第59号）…………… 6

規 則

- 秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則（第54号）…………… 7
- 秋田市職員給与と条例施行規則の一部を改正する規則（第55号）…………… 7
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第56号）…………… 7
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（第57号）…………… 7
- 秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第58号）…………… 8
- 身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の一部を改正する規則（第59号）…………… 8
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則および秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第60号）…………… 8
- 秋田市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則（第61号）…………… 8
- 秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則（第62号）…………… 8
- 秋田市土地地区画整理審議会委員選挙執行規則の一部を改正する規則（第63号）…………… 9
- 秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則（第64号）…………… 9

交通事業管理規程

- 秋田市交通局職員給与と規程の一部を改正する規程（第2号）…………… 9
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（第3号）…………… 10

訓 令

- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第7号）…………… 10

告 示

- 市税督促状の公示送達について（第274号）…………… 11
- 住民票の職権消除について（第275号）…………… 11
- 結核予防法による医療機関の指定について（第276号）…………… 12
- 結核予防法による医療機関の指定について（第277号）…………… 12
- 放置自転車等の撤去および保管について（第278号）…………… 12
- 現金取扱員への再委任について（第279号）…………… 12
- 納税通知書の公示送達について（第280号）…………… 13
- 平成17年度秋田市文化章受賞者の氏名および事績について（第281号）…………… 13
- 都市計画の決定について（第282号）…………… 13
- 都市計画の変更について（第283号）…………… 13
- 都市計画の決定について（第284号）…………… 13
- 都市計画の決定について（第285号）…………… 13
- 都市計画の決定について（第286号）…………… 13
- 住民票の職権消除について（第287号）…………… 13
- 結核予防法による医療機関の指定について（第288号）…………… 14
- 放置自転車等の撤去および保管について（第289号）…………… 14
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第290号）…………… 14
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術者の変更について（第291号）…………… 14
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる機関の指定等について（第292号）…………… 15
- 介護保険料督促状の公示送達について（第293号）…………… 15
- 市議会定例会の招集について（第294号）…………… 15
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第295号）…………… 15
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第296号）…………… 15

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第16号）…………… 15

選 管 告 示

- 平成17年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について（第128号）…………… 15
- 平成17年12月1日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について（第129号）…………… 16

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第14号）…………… 16

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第52号）……………16
- 指定給水装置工事業者の指定について（第53号）……………16
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第54号）
……………16
- 指定給水装置工事業者の指定について（第55号）……………16
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第56号）……………16

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………17
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………17
- 建築基準法による道路の指定について……………17
- 建築基準法による建築協定の廃止の認可について……………18
- インフルエンザ予防接種の実施について……………18
- 開発行為に関する工事の完了について……………18
- 開発行為に関する工事の完了について……………18
- 農用地利用集積計画の策定について……………18
- 開発行為に関する工事の完了について……………18
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………19

- 平成16年度に地籍調査を行った地域の土地の地図および簿冊の閲覧について……………19

上下水道局公告

- 平成17年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について………19
- 入札参加希望者の公募について……………19

条 例

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年11月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第56号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1			217,500	255,500	295,800	329,200	366,700
	2	134,400	170,200	225,500	264,300	305,800	341,200	378,700
	3	138,400	177,600	234,100	273,300	315,800	353,000	390,900
	4	143,500	184,600	243,000	282,400	326,100	364,800	403,000
	5	148,000	191,700	251,900	291,400	336,500	376,300	415,300
	6	154,200	198,900	260,400	300,600	346,800	387,700	427,200
	7	160,500	206,100	269,200	309,900	356,600	399,100	439,000
	8	166,000	213,700	278,000	319,100	366,300	410,800	450,200
	9	170,600	221,600	287,300	328,400	375,600	422,400	461,200
	10	174,000	229,500	295,800	337,900	384,900	433,200	471,800
	11	177,000	237,100	304,300	347,200	394,100	443,100	481,300
	12	179,700	243,300	312,600	356,500	403,400	452,600	490,000
	13	182,200	249,400	320,500	366,000	411,900	460,500	497,400
	14	184,200	255,500	328,800	375,000	419,700	466,800	504,300
	15	186,200	261,000	335,300	381,300	425,700	473,100	508,700
	16	187,800	266,300	342,000	387,100	432,000	477,700	
	17		271,300	347,500	392,300	435,900	482,200	
	18		276,400	352,200	397,100	439,200	486,400	
	19		280,500	356,200	402,300	442,600		
	20		283,800	359,500	408,900	446,400		
	21			362,200	413,200	450,300		
	22				418,100			
	23				422,600			
	24				427,500			
25				432,000				

	26				435,900			
再任用職員		149,600	186,800	251,000	291,800	330,200	364,600	399,000

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	
	1		294,900	345,900	430,500	
	2	235,200	311,000	362,400	443,400	
	3	245,100	327,200	379,000	455,200	
	4	260,100	343,500	395,600	466,800	
	5	276,000	359,800	408,000	477,900	
	6	291,800	376,200	420,800	489,000	
	7	306,700	392,800	433,200	499,200	
	8	322,100	405,200	445,200	509,200	
	9	336,800	416,800	456,600	518,800	
	10	349,900	427,400	467,700	528,000	
	11	362,600	437,200	478,800	537,200	
	12	375,000	446,700	489,300	545,600	
	13	384,100	455,900	499,000	553,600	
	14	392,700	464,300	508,800	561,700	
	15	399,900	473,100	517,100	569,800	
	16	405,000	481,700	525,400	578,200	
	17	409,700	487,700	533,900	585,800	
	18	412,500	492,500	540,400	592,300	
	19		496,700	546,800	597,500	
	20		500,000	552,800	602,100	
	21			503,400	558,600	
	22			506,900	564,400	
	23			510,300	569,100	
24			513,800	573,500		
再任用職員		293,800	345,400	396,500	463,700	

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1			204,700	227,900	264,300	305,800
	2	138,900	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800
	3	144,000	182,600	219,000	244,500	283,100	325,800
	4	150,800	189,100	226,700	252,900	292,500	335,800
	5	158,200	195,900	234,800	261,400	302,200	345,700
	6	165,000	202,200	243,000	269,800	311,800	355,300
	7	174,200	208,800	251,300	278,400	321,500	364,800
	8	180,600	215,700	259,600	287,000	331,000	374,200
	9	187,000	222,100	267,900	295,700	340,400	383,700
	10	193,300	229,300	276,300	304,400	349,500	393,200
	11	199,900	236,100	284,700	312,900	358,600	402,600
	12	206,300	242,700	292,700	321,100	367,000	411,200
	13	210,100	249,100	300,700	328,900	375,500	419,300
	14	214,500	255,500	308,500	336,400	384,200	425,300
	15	218,500	260,900	315,800	343,600	389,500	431,000
16	222,600	266,300	322,800	350,500	396,000	434,900	

	17	226,500	271,300	329,400	357,000	400,400	438,500
	18	230,300	276,400	336,200	362,700	404,800	442,400
	19	233,300	280,800	340,100	368,700	409,400	446,000
	20	235,900	285,200	344,100	374,100	413,500	449,600
	21	238,400	288,400	347,900	379,500	417,500	
	22	240,700	290,900	351,600	384,200	421,400	
	23	242,400	293,200	354,200	389,000	425,500	
	24		294,800	356,500	393,400	429,600	
	25		296,600	358,800	395,000	433,700	
	26		298,300	360,800	399,200	437,400	
	27			362,900	403,400		
	28				407,400		
	29				411,400		
	30				415,000		
再任用職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1			223,200	242,500	273,600	309,800	342,000
	2	152,700	178,700	229,800	249,700	282,000	319,100	353,400
	3	159,200	186,700	237,100	257,000	290,500	329,100	365,000
	4	166,700	197,000	243,900	264,500	298,800	339,300	376,400
	5	174,900	202,500	250,700	272,100	307,500	349,300	388,000
	6	183,100	208,500	257,700	280,000	316,200	359,000	399,800
	7	191,900	214,500	265,500	287,800	324,500	368,500	411,900
	8	200,700	221,100	272,500	295,700	332,900	377,800	423,200
	9	205,800	228,000	279,600	303,700	340,700	387,500	434,200
	10	211,200	235,800	287,200	311,700	348,500	397,300	444,700
	11	216,600	242,800	294,900	319,400	356,000	407,100	455,000
	12	219,900	249,900	302,700	327,100	363,300	416,300	463,900
	13	224,500	257,200	310,000	334,300	370,900	424,700	471,700
	14	229,400	264,000	317,100	341,100	378,300	433,300	479,400
	15	234,500	270,700	323,900	348,000	385,800	441,500	487,100
再任用職員	16	239,300	277,900	330,400	354,900	392,500	449,200	494,000
以外の職員	17	243,900	285,200	336,000	361,500	399,100	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	341,400	367,900	405,400	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,900	374,100	410,200	471,400	506,700
	20	260,500	306,000	352,700	379,300	414,300	476,000	
	21	265,500	312,800	358,400	385,300	418,700	480,300	
	22	270,500	318,800	363,500	391,100	422,600	483,800	
	23	274,700	324,600	368,600	396,500	425,700		
	24	279,100	330,400	373,400	401,600	428,800		
	25	283,100	335,800	377,400	406,300			
	26	287,200	339,700	380,700	410,900			
	27	290,700	343,000	383,700	415,100			
	28	293,800	345,900	386,500	418,500			
	29	296,200	348,600	389,300	421,800			
	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33		356,500					
再任用職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1		251,900	284,800	364,700
	2	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	332,200	411,700	446,100	528,200
	16	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	350,900	433,200	464,900	555,300
	19	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	381,600	457,300	495,400	
	25	384,500	460,400	498,700	
	26	387,200	463,400	502,000	
	27	390,100	466,500		
	28	392,800	469,500		
	29	395,600			
	30	398,200			
	31	401,000			
	32	403,700			
	33	406,600			
34	409,400				
再任用職員		287,200	303,200	335,300	416,400

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の75」を「100分の72.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の教育職給料表(1)の適用を受けていた職員で施行日において同条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の教育職給料表(1)の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級(以

下「新級」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する次の表の新級欄に定める職務の級とする。

旧 級	新 級
2 級	1 級
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	4 級

(教育職給料表(1)の適用を受ける職員の号俸の切替え等)

3 前項の規定により新級を決定される職員(附則第5項に規定する職員を除く。)の施行日における号俸(次項において「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(次項において「旧号俸」という。)と同じ号数の号俸

とする。

- 4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の条例第4条第1項又は第3項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸を超える給料月額の変更等）

- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員および別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例又は秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成10年秋田市条例第32号）附則第8項およびこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 8 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第23条第1項から第3項まで、第5項もしくは第6項もしくは第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第4項から第6項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年秋田市条例第8号）第4条第1項又は秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（秋田市職員給与条例第12条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。）および管理職手当ならびに秋田市立高等学校および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例（昭和58年秋田市条例第14号）第3条第2項第3号に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（規則への委任）

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 10 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第24項中「平成15年12月1日から平成16年3月31日」を「平成17年12月1日から平成18年3月31日」に、「平成15年秋田市条例第44号」を「平成17年秋田市条例第56号」に改める。

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第57号

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。
別表市議会議員の項中「714,000円」を「704,000円」に、「664,000円」を「655,000円」に、「634,000円」を「625,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第58号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

別表市長の項中「1,190,000円」を「1,173,000円」に改め、同表助役の項中「912,000円」を「899,000円」に改め、同表収入役の項中「833,000円」を「821,000円」に改め、同表常勤の監査委員の項中「602,000円」を「594,000円」に改め、同表地方公営企業の管理者の項中「713,000円」を「703,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第59号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「71万8,000円」を「70万8,000円」に改める。

第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

規 則

秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第54号

秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則

(秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則(平成8年秋田市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号および様式第5号中「市長等の職名および氏名 様」を「(あて先)市長等の職名および氏名」に改める。

様式第6号中「主宰者 職 名
氏 名 様」を
「(あて先)主宰者 職 名
氏 名」に改める。

様式第8号中「市長等の職名および氏名 様」を「(あて先)市長等の職名および氏名」に改める。

様式第10号および様式第12号中「主宰者 職 名
氏 名 様」を「(あて先)主宰者 職 名
氏 名」に改める。

様式第14号中「主宰者 職 名
氏 名 様」を
(市長等の職名および氏名)
「(あて先)主宰者 職 名
氏 名
(市長等の職名および氏名)」に改める。

様式第18号および様式第19号中「市長等の職名および氏名 様」を「(あて先)市長等の職名および氏名」に改める。

(秋田市情報公開条例施行規則および秋田市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「(実施機関) 様」を「(あて先) (実施機関)」に改める。

(1) 秋田市情報公開条例施行規則(平成10年秋田市規則第23号)様式第1号および様式第10号

(2) 秋田市個人情報保護条例施行規則(平成17年秋田市規則第7号)様式第3号、様式第12号、様式第14号および様式第21号

(秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則および秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「秋田市長 様」を「(あて先)秋田市長」に改める。

(1) 秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成12年秋田市規則第6号)様式第1号の(表面)、様式第2号の(表面)、様式第3号の(表面)、様式第8号および様式第10号から様式第12号まで

(2) 秋田市墓地、埋葬等に関する規則(平成12年秋田市規則第7号)様式第1号から様式第5号まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第55号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第12条の4中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、緊急手術その他の市長が必要と認める業務に対処するため待機を命ぜられた臨床検査技師又は看護師の宿日直手当の額は、その勤務1回につき2,800円とする。別表第1調整基本額の欄中「11,200円」を「11,100円」に、「12,000円」を「11,900円」に改める。

別表第4教育職給料表(1)の項中「5級」を「4級」に、「4級および3級」を「3級および2級」に、「2級」を「1級」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第56号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年秋田市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第19条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第20条第3号中「又は第4号」を削る。

別表第5中1級の項を削り、「2級」を「1級」に、「3級」を「2級」に、「4級」を「3級」に、「5級」を「4級」に改める。

別表第11助手の項中「2級9号俸」を「1級9号俸」に、「2級5号俸」を「1級5号俸」に、「2級2号俸」を「1級2号俸」に改め、同表教務職員の項および同表の備考を削る。

別表第12教育職給料表(1)の項中「3級」を「2級」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、別表第5、別表第11および別表第12の改正規定は、平成17年12月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第57号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和34年秋田市規則第13号)

の一部を次のように改正する。

第6条中「、助手および教務を補助する者」を「および助手」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第58号

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育職給料表(1)の欄中「4級6号俸」を「3級6号俸」に、「4級5号俸以下2級8号俸」を「3級5号俸以下1級8号俸」に、「2級7号俸」を「1級7号俸」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第59号

身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表Bの項中「

0	0	0
---	---	---

」を

「

0	1,100（更生医療（通院）にあつては、0）	220（更生医療（入院）および更生医療（通院）にあつては、0）
---	------------------------	---------------------------------

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の規定は、平成18年1月分の支払わせるべき又は徴収すべき費用から適用し、平成17年12月分までの支払わせるべき又は徴収すべき費用については、なお従前の例による。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則および秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第60号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則および秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部改正）

第1条 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成5年秋田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第29条に次の1項を加える。

3 法第7条の2第4項の届出は、一般廃棄物処理業者欠格要件該当届出書を提出することにより行うものとする。

（秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成9年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第24条を第27条とし、第23条を第26条とし、第22条を第25条とし、第21条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

（産業廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書）

第24条 省令第12条の11の3の届出書は、産業廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書とする。

第20条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（産業廃棄物処理業者欠格要件該当届出書）

第22条 省令第10条の10の2および省令第10条の24の届出書は、産業廃棄物処理業者欠格要件該当届出書とする。

第19条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書）

第15条 省令第5条の5の3の届出書は、一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第61号

秋田市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

秋田市浄化槽法施行細則（平成9年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第62号

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則（平成7年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第9号中「の設備資金」の次に「ならびに中小企業者および組合等が行う石綿の除去等に要する資金」を加える。

別表中小製造業設備資金の項(3)の次に次のように加える。

(4) 本市に1年以上事業所を有し、現に本市内で事業を営んでいるものであって、別に定めるところにより、その所有する工作物における石綿の除去等を行うもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市土地区画整理審議会委員選挙執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第63号

秋田市土地区画整理審議会委員選挙執行規則の一部を改正する規則

秋田市土地区画整理審議会委員選挙執行規則（昭和33年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第2号様式、第3号様式および第5号様式中「秋田市長様」を「(あて先)秋田市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第64号

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市消防団の組織等に関する規則（昭和29年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「推せんおよび」を「推薦および公募ならびに」に、「の各号」を「に定めるところ」に改め、同条第2号中「推せんされた」を「推薦された」に、「の推せん」を「の推薦」に改め、同条第5号中「、班長および団員」を「および班長」に、「推せん」を「推薦」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「推せん」を「推薦」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 団本部に所属する団員は、所属分団長の推薦又は公募により、市長の承認を得て団長が任命する。

第3条に次の1号を加える。

(7) 分団に所属する団員は、所属分団長の推薦又は公募により、市長の承認を得て団長が任命する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通事業管理規程

秋田市交通局職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年11月25日

秋田市交通事業管理者 伊 藤 高

秋田市交通事業管理規程第2号

秋田市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

秋田市交通局職員給与規程（平成13年秋田市交通事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 交通局職員給料表(1) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1			217,500	255,500	295,800	329,200	366,700
	2	134,400	170,200	225,500	264,300	305,800	341,200	378,700
	3	138,400	177,600	234,100	273,300	315,800	353,000	390,900
	4	143,500	184,600	243,000	282,400	326,100	364,800	403,000
	5	148,000	191,700	251,900	291,400	336,500	376,300	415,300
	6	154,200	198,900	260,400	300,600	346,800	387,700	427,200
	7	160,500	206,100	269,200	309,900	356,600	399,100	439,000
	8	166,000	213,700	278,000	319,100	366,300	410,800	450,200
	9	170,600	221,600	287,300	328,400	375,600	422,400	461,200
	10	174,000	229,500	295,800	337,900	384,900	433,200	471,800
	11	177,000	237,100	304,300	347,200	394,100	443,100	481,300
	12	179,700	243,300	312,600	356,500	403,400	452,600	490,000
	13	182,200	249,400	320,500	366,000	411,900	460,500	497,400
	14	184,200	255,500	328,800	375,000	419,700	466,800	504,300
	15	186,200	261,000	335,300	381,300	425,700	473,100	508,700
	16	187,800	266,300	342,000	387,100	432,000	477,700	
	17		271,300	347,500	392,300	435,900	482,200	
	18		276,400	352,200	397,100	439,200	486,400	
19		280,500	356,200	402,300	442,600			

	20		283,800	359,500	408,900	446,400		
	21			362,200	413,200	450,300		
	22				418,100			
	23				422,600			
	24				427,500			
	25				432,000			
	26				435,900			
再任用職員		149,600	186,800	251,000	291,800	330,200	364,600	399,000

別表第2 交通局職員給料表(2) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1			217,500	255,500
	2	120,000	170,200	225,500	264,300
	3	123,500	177,600	234,100	273,300
	4	127,200	185,200	243,000	282,400
	5	131,100	191,700	251,900	291,400
	6	134,500	198,900	260,400	300,600
	7	138,400	206,100	269,200	309,900
	8	143,600	213,700	278,000	319,100
	9	148,000	221,600	287,300	328,400
	10	154,100	229,500	295,800	337,900
	11	160,500	237,100	304,300	347,200
	12	170,200	243,300	312,600	356,500
	13	177,700	249,400	320,500	366,000
	14	185,200	255,500	328,800	375,000
	15	190,200	261,000	335,300	381,300
	16	194,900	266,300	342,000	387,100
	17	199,900	271,300	347,500	392,300
	18		276,400	352,200	397,100
	19		280,500	356,200	402,300
	20		283,800	359,500	408,900
	21			362,200	413,200
	22				418,100
	23				422,600
	24				427,500
	25				432,000
26				435,900	
再任用職員		149,600	186,800	251,000	291,800

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(給料の切替え等)
- この規程の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(平成17年秋田市条例第56号)に従って行われる職員の例による。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年11月28日

秋田市交通事業管理者 伊 藤 高

秋田市交通事業管理規程第3号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(昭和39年秋田市交通事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第18条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第19条第3号中「又は第4号」を削る。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第7号

庁 中 一 般

関係各所
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成17年11月18日
秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2) (第2条関係)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1			217,500	255,500
	2	120,000	170,200	225,500	264,300
	3	123,500	177,600	234,100	273,300
	4	127,200	185,200	243,000	282,400
	5	131,100	191,700	251,900	291,400
	6	134,500	198,900	260,400	300,600
地方公務員	7	138,400	206,100	269,200	309,900
法第28条の	8	143,600	213,700	278,000	319,100
4第1項又	9	148,000	221,600	287,300	328,400
は第28条の	10	154,100	229,500	295,800	337,900
5第1項の	11	160,500	237,100	304,300	347,200
規定により	12	170,200	243,300	312,600	356,500
雇用された	13	177,700	249,400	320,500	366,000
職員（以下	14	185,200	255,500	328,800	375,000
「再任用職	15	190,200	261,000	335,300	381,300
員」とい	16	194,900	266,300	342,000	387,100
う。）以外	17	199,900	271,300	347,500	392,300
の職員	18		276,400	352,200	397,100
	19		280,500	356,200	402,300
	20		283,800	359,500	408,900
	21			362,200	413,200
	22				418,100
	23				422,600
	24				427,500
	25				432,000
	26				435,900
再任用職員		149,600	186,800	251,000	291,800

附 則
(施行期日)
1 この訓令は、平成17年12月1日から施行する。
(給料の切替え等)
2 この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成17年秋田市条例第56号）に従って行われる職員の例による。

告 示

秋田市告示第274号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。
なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受け

るべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成17年11月1日
秋田市長 佐 竹 敬 久
1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
2 送達する書類
平成17年度市税督促状

秋田市告示第275号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年11月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久
住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

新屋比内町48番地 市営住宅59号	梶澤 亘
-------------------	------

土崎港北三丁目1番29号

石井 一博

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第276号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5の規定に基づき告示する。

平成17年11月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ほ どの 薬 局	秋田市保戸野八丁2番10号	平成17年 10月1日

秋田市告示第277号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5の規定に基づき告示する。

平成17年11月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
キ ャ ッ ス ル 調 剤 薬 局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F	平成17年 10月20日

秋田市告示第278号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年11月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 138台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 21台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成17年10月16日から同年10月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年11月18日から平成18年5月18日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市中通七丁目1番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第279号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成17年11月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 する 出 納 員	委 任 を受ける 現 金 取 扱 員	委 任 事 務
和賀 芳宏	伊吹 正	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。

秋田市告示第280号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年11月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第281号

秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した平成17年度秋田市文化章受章者の氏名および事績は、次のとおりである。

平成17年11月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市文化章

金 子 義 債

現住所 秋田市飯島川端一丁目5番49号

優れた洋画を発表し日展特選を受賞するなど美術をとおして文化振興に尽力し本市の発展に貢献した。

秋田市告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年11月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 土崎港中央四丁目地区計画
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市土崎港中央四丁目地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年11月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市土崎港中央四丁目地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年11月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 御所野下堤・元町地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
秋田市御所野下堤一丁目ならびに御所野元町二丁目および三丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年11月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 御所野元町地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
秋田市御所野元町五丁目、六丁目および七丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年11月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 御所野地蔵田地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
秋田市御所野地蔵田二丁目、四丁目および五丁目ならびに四ツ小屋小阿地字狸崎および四ツ小屋末戸松本字地蔵田地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第287号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年11月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

土崎港中央七丁目8番11号	佐々木勝芳
---------------	-------

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったこと

を知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する判決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第288号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5の規定に基づき告示する。
平成17年11月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Row 1: 島田クリニック, 秋田市川元山下町7番21号, 平成17年11月4日

秋田市告示第289号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。
平成17年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 77台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 14台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および

同地区自転車等放置規制区域

3台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成17年11月1日から同年11月15日まで
(3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所
(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成17年12月5日から平成18年6月5日まで
2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市民生活部生活課 電話866-2035
秋田市中通七丁目1番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第290号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Rows include: 千寿苑訪問看護ステーション, えのきこどもクリニック, キャッスル調剤薬局, 島田クリニック, 石田歯科医院

2 廃止

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 廃止年月日. Rows include: 医療法人貴明会土方眼科医院, 石田歯科医院

秋田市告示第291号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための施設を担当させる

施術者を次のとおり変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	氏 名	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
		変更前	変更後	
アスク秋田 鍼灸治療院	豊嶋 俊一	秋田市山 王二丁目 11番21号	秋田市山 王新町2 番16号	平成17年 10月18日

秋田市告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
みらい工房秋田	秋田市川尻上野町1番19号	平成17年 11月1日
みらいデイサービスセンター	秋田市川尻上野町1番19号	平成17年 11月1日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F	平成17年 11月1日
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	平成17年 11月7日
石田歯科医院	秋田市南通亀の町5番7号	平成17年 11月10日

2 変更

名 称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
みらい介護支援センター	秋田市山王六丁目14番21号	秋田市川尻上野町1番19号	平成17年 11月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
株式会社サンクス 秋田営業所	秋田市八橋大沼町3番3号	平成17年 8月31日

秋田市告示第293号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年11月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成17年度介護保険料督促状

秋田市告示第294号

平成17年12月5日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成17年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第295号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成17年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
355	寺内字三千刈326番地1	ファミリーマート秋田寺内三千刈店

秋田市告示第296号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年11月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成17年度国民健康保険税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第16号

平成17年11月24日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成17年11月22日

秋田市教育委員会
委員長 千 葉 昭

選 管 告 示

秋市選管告示第128号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、平成17年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたと、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成17年11月30日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成17年12月3日から
平成17年12月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第129号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定に基づき、平成17年12月1日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成17年11月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成17年12月3日から
平成17年12月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第14号

平成17年11月14日午後2時河辺市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成17年11月7日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市河辺北野田高屋字茱萸野78番地 地縁団体茱萸野町内会 代表 早川昭良の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外21件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第52号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年11月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
優 シ ス テ ム	古 田 稔	秋田市横森一丁目20番20号

- 2 指定期間

平成17年11月1日から平成20年10月31日まで

秋田市上下水道局告示第53号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年11月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
優 シ ス テ ム	古 田 稔	秋田市横森一丁目20番20号	平成17年11月1日

秋田市上下水道局告示第54号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成17年11月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成17年11月24日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
横森三丁目、桜二丁目、下北手桜字袖ノ沢、横森一丁目、手形字中台、土崎港北五丁目、土崎港北六丁目、手形字山崎、將軍野東一丁目および牛島西三丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設的位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目3番1号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局お客様センター
- 7 縦覧の期間
平成17年11月10日から11月23日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市上下水道局告示第55号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年11月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
ア ク ア シ ス テ ム	高橋 文昭	岩手県水沢市真城字西館110番地12	平成17年11月9日

秋田市上下水道局告示第56号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年11月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
時田設備株式会社	湊 邦夫	秋田市茨島四丁目6番46号	平成17年11月9日

公 告

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年11月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 日本生命保険相互会社
代表取締役 岡 本 罔 衛

イ 住 所 大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 秋田ニューシティ
イ 所 在 地 秋田県秋田市大町二丁目3番27号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更
イ) (変更前) 日本生命保険相互会社
代表取締役 宇 野 郁 夫

イ) (変更後) 日本生命保険相互会社
代表取締役 岡 本 罔 衛

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ) (変更前) 別紙1(省略)
イ) (変更後) 別紙2(省略)

(4) 変更年月日

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更
平成17年4月1日(金)

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成17年10月8日(日)

(5) 変更理由 前任者の退任および小売業者の変更のため

2 届出年月日 平成17年10月31日(月)

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
(2) 縦覧期間 平成17年11月4日(金)～平成18年3月6日(月)

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年11月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 日本生命保険相互会社
代表取締役 岡 本 罔 衛

イ 住 所 大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 秋田ニューシティ
イ 所 在 地 秋田県秋田市大町二丁目3番27号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

イ) 開店時刻 9:00(変更前) 10:00

イ) 閉店時刻 21:00(変更前) 21:00

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8:30～21:30(変更前) 9:30～21:30

(4) 変更年月日 平成17年10月8日(日)

(5) 変更の理由 消費者ニーズに応えるため

2 届出年月日 平成17年10月31日(月)

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成17年11月4日(金)～平成18年3月6日(月)

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成17年11月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 申請者の住所および氏名

秋田市東通仲町17番12号

有限会社 大道不動産

代表取締役 菊 地 道 雄

2 道路位置指定箇所

秋田市河辺畑谷字蟹沢142番38および142番57

3 道路幅員 6.05～6.13メートル

4 道路延長 87.05メートル

5 指定年月日および番号

平成17年11月9日 第3号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定に基づき、建築協定の廃止を次のとおり認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成17年11月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 廃止する建築協定の名称および区域

建築協定名称	建築協定区域
秋田市御所野下堤一丁目建築協定	秋田市御所野下堤一丁目 1番1 ほか183筆
秋田市御所野元町二丁目建築協定	秋田市御所野元町二丁目 1番1 ほか140筆
秋田市御所野元町六丁目A地区建築協定	秋田市御所野元町六丁目 1番1 ほか64筆
秋田市御所野元町七丁目A地区建築協定	秋田市御所野元町七丁目 1番1 ほか113筆
秋田市御所野元町七丁目B地区建築協定	秋田市御所野元町七丁目 13番1 ほか130筆
秋田市御所野元町五丁目A地区・B地区建築協定	秋田市御所野元町五丁目 2番1 ほか118筆
秋田市御所野元町六丁目B地区建築協定	秋田市御所野元町六丁目 9番1 ほか101筆
秋田市御所野地藏田二丁目A地区・B地区建築協定	秋田市御所野地藏田二丁目 2番1 ほか100筆
秋田市御所野元町三丁目建築協定	秋田市御所野元町三丁目 1番1 ほか164筆
秋田市御所野地藏田二丁目C地区・D地区建築協定	秋田市御所野地藏田二丁目 10番2 ほか125筆
秋田市御所野地藏田四丁目A地区・B地区建築協定	秋田市御所野地藏田四丁目 2番1 ほか99筆
秋田市御所野地藏田四丁目C地区・D地区建築協定	秋田市御所野地藏田四丁目 10番1 ほか210筆
秋田市御所野地藏田五丁目A地区・B地区建築協定	秋田市御所野地藏田五丁目 3番1 ほか126筆
秋田市御所野元町三丁目A地区建築協定	秋田市御所野元町三丁目 4番22 ほか19筆

2 建築協定廃止認可年月日 平成17年11月10日

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行うインフルエンザ予防接種について、別表により当該業務を行うので同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項に基づき公告する。

平成17年11月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

医療機関名	所在地	接種を行う医師
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	武田 忠厚 後藤 時子 長谷部敬美 高橋 賢一 早川 和夫

水俣 明子
齋藤 靖
五十嵐三儼

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成17年10月25日付け秋田市指令第6349号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年11月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市柳田字柳田129番地
鎌田 知幸
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市柳田字境田164番

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成17年8月31日付け秋田市指令第4965号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年11月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市泉南一丁目2番2号
工藤住宅産業株式会社
代表取締役 工藤 寛正
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市牛島東四丁目66番

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成17年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成17年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成17年11月22日から
平成17年12月12日まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く平日。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成17年10月21日付け秋田市指令第5494号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市旭川南町2番75号
鎌田 牧雄

2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市広面字谷内佐渡205番

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 三光不動産株式会社
代表取締役 梶 原 守 人

イ 住 所 秋田県大仙市大曲黒瀬町1番15-3号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 ジェイマルエー旭南店

イ 所 在 地 秋田県秋田市旭南一丁目163番1 外

(3) 変更しようとする事項

ア 店舗面積の合計
1,466㎡（変更前）1,514㎡

イ 駐車場の位置および収容台数
61台（変更前）101台

ウ 駐輪場の位置および収容台数
78台（変更前）88台

(4) 変更年月日 平成18年7月26日(木)

(5) 変更の理由 建物の設計変更のため

2 届出年月日 平成17年11月25日(金)

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 期 間 平成17年11月29日(木)～平成18年3月29日(木)

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

国土調査法により、平成16年度に地籍調査を行った地域の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第20号 小谷地・大谷地・古川 水管橋補修	秋田市外旭川字小谷地・ 字大谷地、仁井田字新中 島地先	平成18年3月22日	次の①～④の要件を満たしていること。 ①本市の登録業者であること ②秋田県内に本社、支店または営業所等を有すること ③建設業法（昭和22年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（直近の審査結

規定により、公告する。

なお、当該地図および簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成17年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 調査を行った地域

秋田市河辺畑谷字川向の全部

秋田市河辺豊成字一ノ割、古川添、古川敷、坂ノ下の全部
字虚空蔵大台滝、宮下の各一部

2 閲覧期間

平成17年11月30日から平成17年12月19日まで 20日間

3 閲覧場所

秋田市用地調査室河辺分室（河辺市民センター内2階）

4 閲覧時間

閲覧は、期間中毎日9時から16時までの間とする。

5 誤り等訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入捺印の上、訂正の申し出をすることができる。

なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。

6 地図は、平成16年9月測量、簿冊は、平成17年10月23日現在の状況により調査して作成されたものである。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成17年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成17年11月8日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

賦課対象区域

東通明田、浜田字出小屋、上北手猿田字篠田台、御野場一丁目、御野場三丁目、四ツ小屋字中野、新屋比内町、浜田字館ノ前および新藤田字高梨台の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地または排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年11月11日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

		果通知書)において鋼構造物工事および水道 施設工事の許可を受けていること ④口径500mm以上の水管橋補修、または水管橋・ カバージョイントの製造施工し、かつ口径500 mm以上の鋼管の漏水修理、いずれかを過去10 年以内に施工した実績があること (基本的要件については別に記載)
--	--	--

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- ウ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年12月1日(木) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局

入札保証金 免除

契約日 平成17年12月5日(月)

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年11月22日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
- イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))(資格者証の写しを添付)
- エ 直近の経営事項審査結果通知書の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年11月11日(金)から平成17年11月22日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成17年11月25日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成17年11月11日(金)から平成17年11月30日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434